

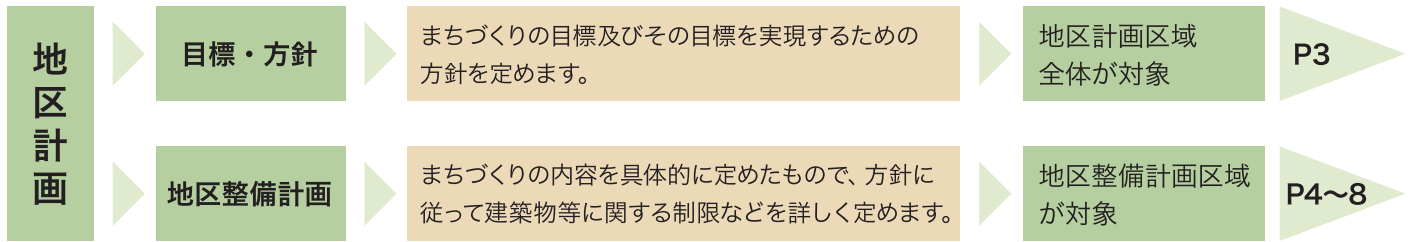
地区計画とは

◆ 「地区計画」とは

「地区計画」とは、地区の特性に応じて、一体的に良好な環境を整備・開発・保全することを目的とする計画です。土地や建物の所有者などの住民が主役となって、話し合い、考えを出し合いながら地区の実情に応じた計画をつくります。

◆ 「地区計画」の仕組み

地区計画は「目標・方針」と「地区整備計画」の2つから構成されています。

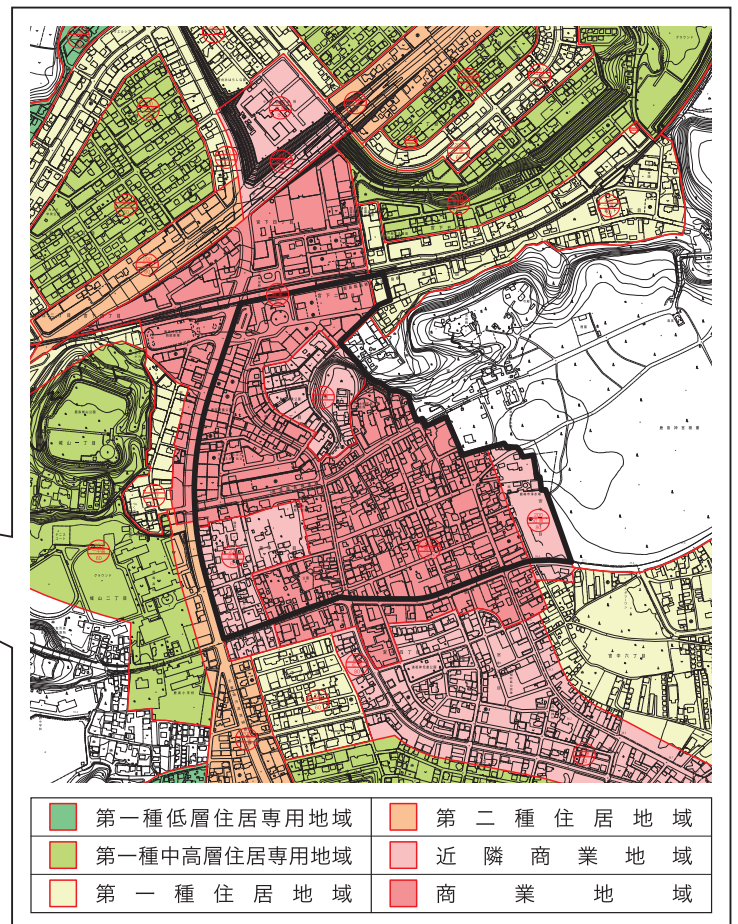


鹿島神宮周辺地区地区計画の位置



鹿島神宮周辺地区は、JR鹿島神宮駅の南側、主要地方道茨城鹿島線の東側にあり、鹿島神宮とその門前通りである県道鹿島神宮線を含む地区です。

商業地域、近隣商業地域に位置しています。

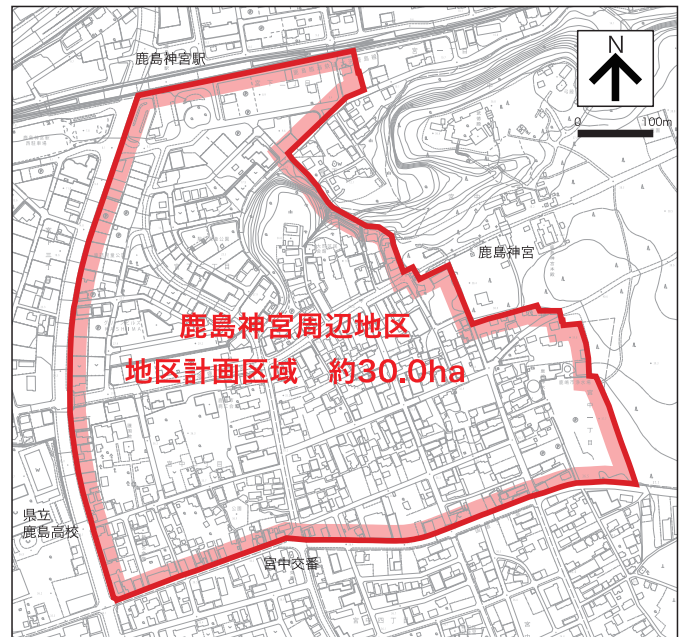


地区計画区域

地区計画区域では、地区計画の「目標・方針」(P3下)を定めています。



区域内の皆さんは、自ら「目標・方針」に従ってまちづくりを実践してください。



- ◆名称：鹿島神宮周辺地区 地区計画
- ◆位置：鹿嶋市宮中一丁目、宮下一丁目
及び大字宮中字鹿島山の各一部、
宮中二丁目及び宮下二丁目の全部
- ◆面積：約30.0ha

地区計画の目標・方針

地区計画の目標		<p>本地区は、JR鹿島神宮駅の南側、主要地方道茨城鹿島線の東側にあり、鹿島神宮とその門前通りである県道鹿島神宮線を含み、鹿島神宮を中心とした歴史文化の漂う地域に根ざした商業、観光地の整備を進める地区である。</p> <p>本計画は、地区内の豊富な歴史的資源や鹿島神宮と調和した街並みを整備・保全することにより、鹿嶋市及び鹿島神宮の玄関口として本地区の景観・環境の維持・推進と商業の活性化を図り、利便性と快適性に満ちた魅力ある都市空間の創造を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>鹿島神宮通り及び神宮坂地区については、形態・意匠・色彩に配慮し、鹿島神宮へ通ずるシンボルロードにふさわしい商業施設を適切に配置し、併せて快適な都市空間の創出を図り、歴史的雰囲気と賑わいを兼ね備えた地区とする。また、地区全域として、鹿島神宮への連続性が感じられ、悠久の歴史的雰囲気が漂う地区となるよう形態・意匠・色彩に配慮し、健全で秩序ある快適な都市環境の形成を図る地区とする。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地区内の都市施設は、一部土地地区面整理事業により整備されており、また、道路改良事業により県道鹿島神宮線が整備された。今後も地区計画の目標に沿って、その機能が発揮できるよう整備・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>(鹿島神宮通り及び神宮坂地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な土地利用と魅力ある商業空間を創出するため、建築物の用途の制限を定める。 ・緑豊かで落ち着いた景観形成を図るため垣又はさくの構造の制限を行う。 ・魅力ある都市景観の形成を図るため、建築物の形態又は意匠の制限を定める。 <p>(参道高さ制限地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿島神宮の門前町通りから望む鹿島神宮と調和のとれた街並みを保全するため、建築物等の高さの最高限度を定める。 <p>(鹿島神宮周辺地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途の混在化等による居住環境の悪化を防止し、地区の目標に沿った市街地環境の創出に努める。 ・公共空間である道路と建築物の敷地前面空間が一体となった調和のとれた都市空間の創出に努める。 ・敷地内緑化を推進し、うるおいのある都市景観を形成するよう努める。 ・建築物の形態又は意匠について調和を図るよう努めると同時に、魅力的で歴史的雰囲気が漂う市街地の形成に努める。